

れんげの郷 介護予防訪問介護(訪問型サービスA)  
サービス料金表(利用者負担額)

	訪問型独自 サービスⅠ/2 要支援1・2	訪問型独自 サービスⅡ/2 要支援1・2	訪問型独自 サービスⅢ/2 要支援2
単位数 ①	1058	2114	3354
介護職員処遇改善加算Ⅱ ②	106	211	335
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ③	44	89	141
① + ② + ③ ④	1208	2408	3830
基本料金 ④×10.70	12925	25765	40981
利用料(1割負担)	1292	2576	4098

※ 小数点以下の処理上、誤差が生じることがあります。

- ☆ 早朝(午前6～8時)、夜勤(午後6～10時)は25%割増となります。
- ☆ 介護職員処遇改善加算Ⅱ(介護報酬総単位数×10%)  
厚生労働大臣が定める基準に適合していると、都道府県知事が認めた、介護職員の賃金の改善を実施している指定訪問介護事業所が、利用者様に対し指定訪問介護を行った場合に発生します。
- ☆ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(介護報酬総単位数×4.2%)  
2019年10月から新たに運用が開始される加算です。技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的として創設されました。
- ☆ 訪問介護初回加算(200単位)  
利用者様が過去2ヶ月当該指定訪問介護事業所から、指定訪問介護のサービスを受けていない場合に発生します。
- ☆ 緊急時訪問介護加算(100単位)  
居宅介護サービス計画書に位置づけられない訪問介護(身体介護中心に限る)を、利用者またはその家族等から要請を受けてから、24時間以内に行った場合に発生します。
- ☆ 当事業所の通常の事業実施地域(平塚市)以外にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費がかかります。尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から1kmごとに100円をいただきます。
- ☆ 新型コロナウイルス感染症への対応費(月の総基本単位数<上記料金表 単位数①の1ヶ月分>)×0.1%  
令和3年4月から令和3年9月まで、新型コロナウイルスへの対応への評価として創設されました。